

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

【震災・津波対策編 第1章 第1節 防災知識普及計画】を準用するほか、風水害の防災知識の普及に関しては、次のとおり定める。

第1 風水害の防災知識の普及

- (1) 国及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (2) 町は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (3) 水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

【震災・津波対策編 第1章 第2節 地域防災活動活性化計画】を準用する。

第3節 防災訓練計画

【震災・津波対策編 第1章 第3節 防災訓練計画】を準用する。

第4節 通信確保計画

【震災・津波対策編 第1章 第4節 通信確保計画】を準用する。

第5節 避難対策計画

【震災・津波対策編 第1章 第5節 避難対策計画】を準用する。

第6節 災害医療体制整備計画

【震災・津波対策編 第1章 第6節 災害医療体制整備計画】を準用する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

【震災・津波対策編 第1章 第7節 要配慮者の安全確保計画】を準用する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

【震災・津波対策編 第1章 第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画】を準用する。

第9節 孤立化対策計画

【震災・津波対策編 第1章 第9節 孤立化対策計画】を準用する。

第10節 防災施設等整備計画

【震災・津波対策編 第1章 第10節 防災施設等整備計画】を準用する。

第11節 建築物等安全確保計画

【震災・津波対策編 第1章 第11節 都市防災計画】を準用するほか、次のとおり定める。

第1 建築物の安全確保

【都市計画課、消防防災課】

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2 文化財の災害予防対策

【都市計画課、生涯学習課、消防防災課】

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防火施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を推進する。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	① 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器等の設備拡充を推進する。 ② 搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を推進する。
史跡、名勝、天然記念物	① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を推進する。 ② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

また、災害時における文化財の搬出に万全を期すため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- (1) 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- (2) 文化財の避難場所を定める。
- (3) 搬出用具を準備する。

第12節 交通施設安全確保計画

【震災・津波対策編 第1章 第12節 交通施設安全確保計画】を準用する。

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

【震災・津波対策編 第1章 第13節 ライフライン施設等安全確保計画】を準用する。

第14節 風水害予防計画

第1 基本方針

- (1) 洪水等による水害を予防するため、町は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修及び水防用資器材の整備を促進する。
- (2) 町、その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- (3) 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。
- (4) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

【建設課、都市計画課、水産商工課、農林課、消防防災課】

- (1) 町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 県及び町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画に防災指針を定め、防災・減災対策の取組方針及び地域の課題に対応した対策を検討するものとする。
- (4) 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3 予防対策

【建設課、水産商工課、農林課、消防防災課】

1 水害発生危険箇所の調査把握及び周知

- (1) 水防管理者は、台風や集中豪雨等により水害の発生が予想される箇所の調査を実施する。
- (2) 水防管理者は、危険箇所及び危険箇所に見合った水防工法等について、水防関係機関にあらかじめ周知を図る。

2 河川等の改修

- (1) 県管理の河川については、未改修河川の早期改修を促進する。
- (2) 町管理の河川、排水路については、緊急度の高い箇所から改修に努める。

3 水防用資器材の整備

水防管理者は、危険箇所の水防工法に適した工法用資器材の備蓄に努めるものとし、その資器材を運搬するために必要な車両の確保について、あらかじめ計画しておく。

4 施設の管理

- (1) 水防管理者は、毎年定期的に河川堤防等水防施設の巡視点検を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。また、水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (2) 水防のため町が設置し、又は管理の委託を受けている水門等の管理担当は、各地区の消防団とする。
 なお、管理の委託を受けている水門等について、町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

5 風害予防の普及啓発

町及びその他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第4 浸水想定区域への対応

【総務課、消防防災課、長寿福祉課、健康子ども課】

- (1) 国土交通省及び県は、水防法第14条に基づき、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。
 また、県は、水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成し、町に通知するものとする。
 なお、町内に洪水予報河川は無く、水位周知河川の指定を受けた指定河川は次のとおり。
 ア 津軽石川
 イ 関口川
- (2) 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水出来なくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (3) 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項、避難訓練に関する事項について速やかな措置が行えるよう、体制整備に努める。特に、浸水想定区域内に、要配慮者が利用する施設等、洪水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、その施設の名

称及び所在地について明らかにするとともに、施設に対する洪水予報等の伝達方法等の体制整備を進める。

- (4) 町は、町で定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所等を町民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成・配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

参考資料：重要水防箇所及び警戒箇所一覧表（資料編3-1-14①）

参考資料：津軽石川浸水想定区域図（資料編3-1-14②）

参考資料：関口川浸水想定区域図（資料編3-1-14③）

参考資料：雨水出水浸水区域（資料編3-1-14④）

参考資料：浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（資料編3-1-14⑤）

第15節 高潮、波浪災害予防計画

【震災・津波対策編 第1章 第14節 津波災害予防計画】を準用する。

第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、山地災害予防事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

土砂災害が発生するおそれのある区域については、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

また、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 土砂災害発生危険箇所の現況

【農林課、建設課、総務課】

土砂災害発生危険箇所の現況は、次のとおりである。

種 別	危険箇所数	備 考
土石流危険溪流	190 箇所	162 箇所が土砂災害警戒区域指定
山地災害危険地区	67 箇所	地すべり危険地区を除く
急傾斜地崩壊危険箇所	183 箇所	116 箇所が土砂災害警戒区域指定

第3 予防対策

【農林課、建設課、総務課、消防防災課】

1 危険区域の把握

町は、関係機関と共同して、豪雨、長雨、地震等により土砂崩壊の発生が予想される箇所の調査を行うとともに、状況の把握に努める。

2 危険箇所の周知等

町は、地域住民に対し土砂災害発生危険箇所等に関する情報を周知するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

3 警戒体制

降雨による土砂崩壊のおそれがある場合は警戒体制をとるものとし、その措置の内容及び基準雨量は次のとおりとする。

なお、措置については、後述する土砂災害警戒情報も勘案して実施するものとする。

区分	措置の内容	基準雨量			体制内容
		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40-100mmあった場合	前日までの連続雨量がない場合	
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、町民に対する広報等	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。	建設課 消防防災課 消防団 総務課
第2警戒体制	町民に対する高齢者等避難の広報、避難指示等	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	建設課 消防防災課 消防団 総務課

(注) 降雪融雪時及び地震、地すべり等発生時は、別途考慮する。

第4 土砂災害防止対策の推進

【農林課、建設課、総務課】

- (1) 県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- (2) 町は、県及び土地所有者と連携して、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定のための基礎調査を行い、区域指定を受けるよう努める。
- (3) 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごと、本計画に次の事項を定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 町は、警戒避難の措置を的確に行うため、降雨観測資料等の収集に努める。
- (5) 災害発生のおそれがある異常現象の早期発見のため、町民等と町が土砂災害情報を相互通報する体制を整備する。

第5 土砂災害警戒情報の発表

【総務課、消防防災課】

1 目的及び発表機関

大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、町長が避難指示等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内のすべての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。また、地震等により地盤が脆弱に立っている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状より高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議の上で解除できるものとする。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。

5 情報の伝達体制

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、町に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- (2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

県は、補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

第6 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

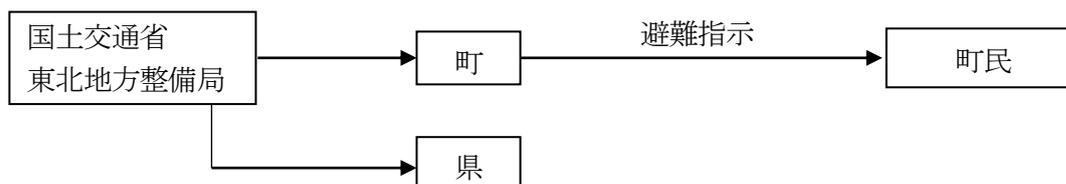
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

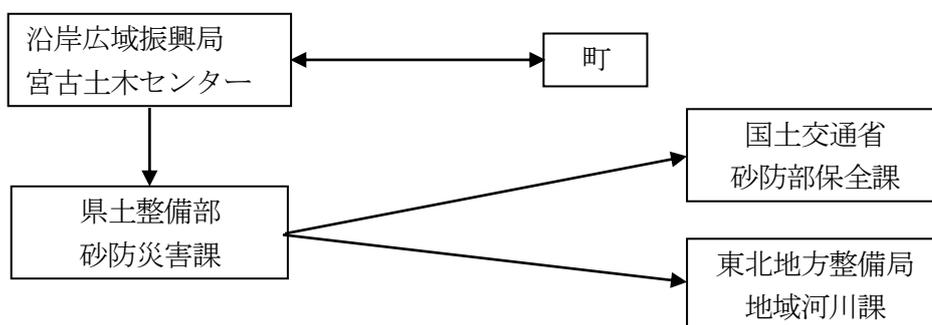


第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

【消防防災課、総務課】

県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ又は雪崩が発生した際には、被害状況の早期把握に努め、各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



参考資料：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（資料編2-1-15①）

参考資料：土石流危険溪流箇所（資料編2-1-15②）

参考資料：山地災害危険地区（資料編2-1-15③）

参考資料：土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（資料編3-1-16）

第17節 火災予防計画

【震災・津波対策編 第1章 第16節 火災予防計画】を準用する。

第18節 防災ボランティア育成計画

【震災・津波対策編 第1章 第17節 防災ボランティア育成計画】を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

【震災・津波対策編 第2章 第1節 活動体制計画】を準用する。

第2節 職員の動員計画

【震災・津波対策編 第2章 第2節 職員の動員計画】を準用する。

第3節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- (1) 気象の予報、警報等（以下本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- (2) 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を町民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理河川水防警報等の発表 3 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表
釜石海上保安部	1 気象予報・警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)	1 気象予報・警報等の町に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表及び関係機関に対する通知
放送機関	1 気象予報・警報等の放送

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	第2庶務班	1 気象予報・警報等の周知
消防防災部	消防防災班	2 火災警報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

① 気象業務法に基づくもの

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させるとことで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類と内容

種 類	内 容
早期注意報情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」2段階で発表する。当日から翌日にかけて時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
記録的短時間大雨 情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
土砂災害警戒情報 (備考1)	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で確認することができる。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

注) 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

	種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 雪を伴い、陸上の平均風速が10m/s以上と予想される場合 (2) 雪を伴い、海上の平均風速が15m/s以上と予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 陸上の平均風速が10m/s以上と予想される場合 (2) 海上の平均風速が15m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 表面雨量指数基準が7以上と予想される場合 (2) 土壌雨量指数基準が72以上と予想される場合
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報 (備考2)	落雷等により災害が発生するおそれがあると被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 (2) 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下になると予想される場合
	低温注意報	<p>【夏期】 低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p> <p>【冬期】 低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件のいずれかに該当する場合 (1) 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より4℃以上低いとき</p>

	(2) 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき
着雪注意報、 着氷注意報	著しい着雪・着氷により通信線、送電線、船体等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 (2) 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高年齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 (1) 潮位が0.9m以上と予想される場合
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 有義波高が3m以上と予想される場合
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 (1) 流域雨量指数基準が豊間根川流域10.8以上、関口川流域8以上の場合 (2) 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）が関口川流域5.8以上の場合
地面現象注意報 (備考3)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報(備考3)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

注) 備考1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。

備考2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

備考3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

備考4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 陸上の平均風速が 16m/s 以上と予想される場合 (2) 海上の平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 雪を伴い、陸上の平均風速が 16m/s 以上と予想される場合 (2) 雪を伴い、海上の平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	大雨警報 (備考2)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 (1) 表面雨量指数基準が 10 以上と予想される場合(大雨警報(浸水害)) (2) 土壌雨量指数基準が 108 以上と予想される場合(大雨警報(土砂災害))
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 12時間の降雪の深さが、平野部で 30cm 以上、山沿いで 50cm 以上と予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当 (1) 潮位が 1.2m以上と予想される場合	
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (1) 有義波高が 6 m以上と予想される場合	
洪水警報 (備考3)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 (1) 流域雨量指数基準が豊間根川流域 13.5 以上、関口川流域 10 以上の場合	
地面現象警報 (備考4)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	
浸水警報 (備考4)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	

注) 備考1 暴風雪警報にあつては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

備考2 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

備考3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。

備考4 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警

報の標題は用いない。

備考5 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〔気象警報発表基準等 岩手県地域防災計画 資料編 3-2-2〕

備考6 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>(1) 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>(2) 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>(3) 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>(1) 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>(2) 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>(3) 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報 (備考1)	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報 (備考2)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険から身の安全を確保するための行動をとる必要があることを示す警戒レベル5
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報		高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
地面現象特別警報 (備考3)		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

注) 備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

備考2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

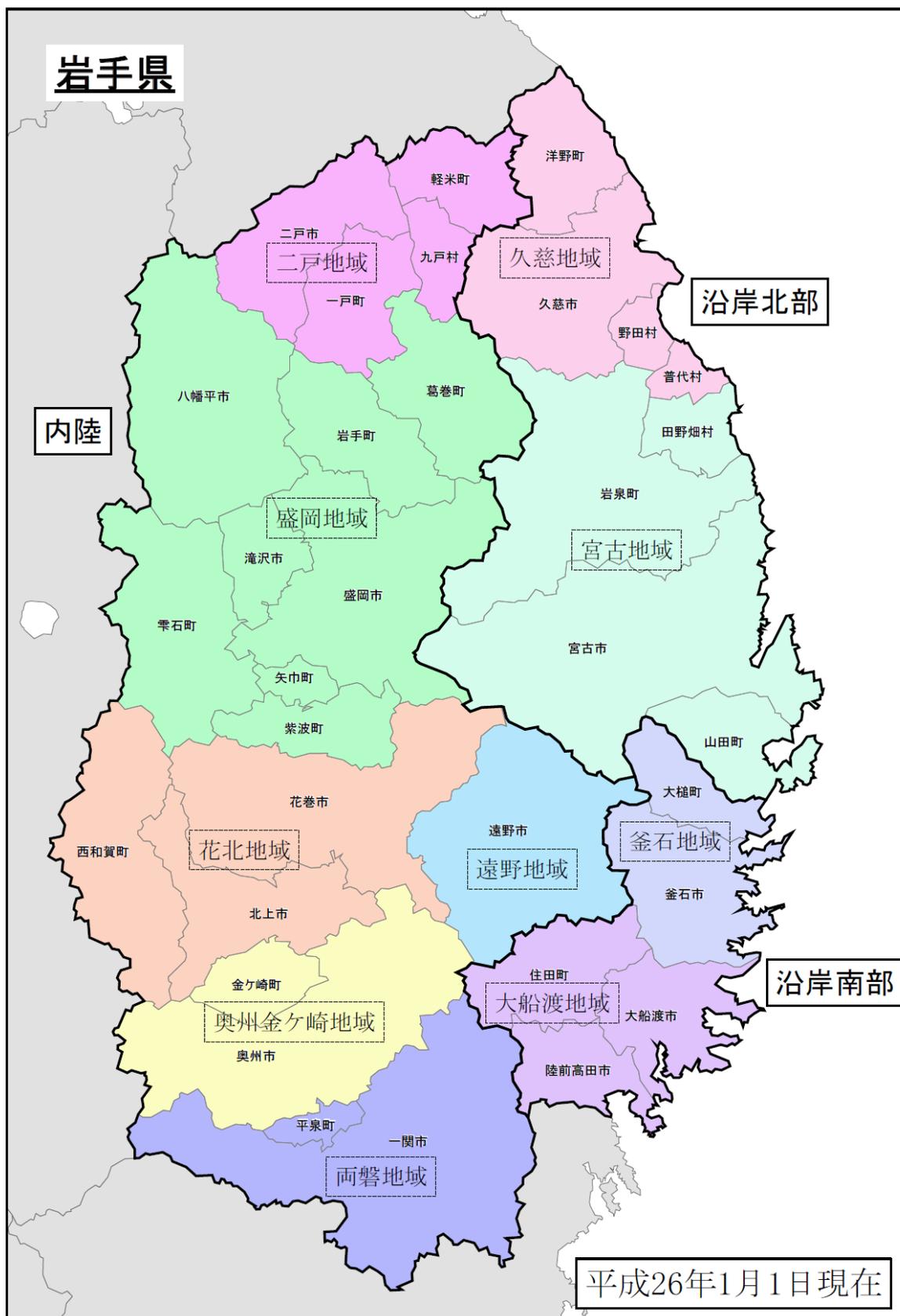
備考3 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 気象予報・警報等の発表地域区分

盛岡地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域（3区域）や市町村等をまとめた地域（10地域）の名称を用いる場合がある。この場合、本町は、一次細分区域で沿岸北部、市町村等をまとめた地域で宮古地域に該当する。

岩手県の地域細分



② 消防法に基づくもの

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ・最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ・平均風速が 10m/s 以上と予想される場合 <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p>
火災警報	火災の気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

③ 水防法に基づくもの

種 類	内 容
県管理河川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し、避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

県知事が行う水防警報河川のうち、本町に関係がある河川は津軽石川と関口川である。

ア 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)
津軽石川	新 町	3.000	2.1	2.7
関口川	山 田	0.650	0.9	1.2

イ 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
津軽石川	新町	水位 2.1mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水位 2.7mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。
関口川	山田	水位 0.9mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水位 1.2mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。

県知事が避難判断水位の周知を行う河川のうち、本町に関係がある河川は津軽石川と関口川である。

対象となる水位観測所

河川名	観測所名	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)
津軽石川	新町	2.7	3.0
関口川	山田	1.2	1.4

④ 水防法及び気象業務法に基づくもの
一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は、大雨警報をもって代える
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は、高潮警報をもって代える
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は、洪水警報をもって代える

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報及び土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県（土砂災害警戒情報）	気象予報・警報等伝達系統図（別図1）のとおり 土砂災害警戒情報伝達系統は別図2のとおり
県管理河川水防警報	沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター	県知事の行う水防警報・特別警戒水位情報伝達系統図（別図3）のとおり
県管理河川避難判断水位情報	沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター	県知事の行う水防警報・特別警戒水位情報伝達系統図（別図3）のとおり
火災警報	町長及び消防本部	火災警報伝達系統図（別図4）のとおり

(3) 伝達機関等の責務

- ① 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

- ① 町本部長は、気象予報・警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちにその内容を関係機関に通知するとともに、町民等に対して広報を行う。
- ② 町本部長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- ③ 町本部長は、あらかじめ通知先の機関及び通知方法を定める。
- ④ 町は、町民等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- ⑤ 町本部長は、町民等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- ⑥ 火災警報の発令及び気象予報・警報等は、あらゆる伝達手段を用いて、町民等に迅速に広報を図るものとし、おおむね次の方法による。
 - ア 防災行政無線
 - イ 電話
 - ウ 広報車
 - エ サイレン及び警鐘
 - オ 緊急速報メール
 - カ 自主防災組織等の広報活動
 - キ ソーシャルメディア
 - ク Lアラート（災害情報共有システム）

主な町の官公署及び団体の連絡先

担 当	官公署及び団体	電話 番号	担 当	官公署及び団体	電話 番号
総務部	豊間根郵便局	86-1315	健康子ども部	豊間根保育園	86-2745
総務部	山田郵便局	82-4136	健康子ども部	大沢保育園	82-2716
総務部	船越郵便局	84-2824	健康子ども部	山田中央保育園	82-6086
政策企画部	岩手県北バス山田支所	82-3411	健康子ども部	山田町第1保育所	82-3137
財政部	岩手銀行山田支店	82-3131	健康子ども部	山田第2保育所	82-9306
財政部	北日本銀行山田支店	82-3811	健康子ども部	織笠保育園	82-3219
財政部	宮古信用金庫山田支店	82-2455	健康子ども部	日台きずな保育園	84-3368
農林部	新岩手農業協同組合山田支所	82-4355	長寿福祉部	望みの園はまなす	86-3101
水産商工部	山田漁業協同組合連合会	82-4111	健康子ども部	県立山田病院	82-2111
水産商工部	三陸やまだ漁業協同組合	82-1122	健康子ども部	近藤医院	82-3328
水産商工部	船越湾漁業協同組合	84-2121	健康子ども部	後藤医院	82-6690
水産商工部	山田町商工会	82-2515	健康子ども部	山田幼稚園	82-3360
水産商工部	山田町観光協会	65-7901	消防防災部	消防団本部	82-3139
水産商工部	船越家族旅行村	84-3755	消防防災部	第1分団	84-3300
町民部	宮古警察署山田交番	82-2155	消防防災部	第2分団	84-3961
長寿福祉部	特別養護老人ホーム平安荘	82-3611	消防防災部	第3分団	84-3271
長寿福祉部	グループホームまぶる	81-1131	消防防災部	第4分団	82-9400
長寿福祉部	ホームとよまね	86-3610	消防防災部	第5分団	82-5203
長寿福祉部	ホームとよまね2号館	86-3620	消防防災部	第6分団	82-5155
長寿福祉部	小規模多機能センターやすらぎ	84-3955	消防防災部	第7分団	82-6785
長寿福祉部	あお空グループホーム山田	82-0278	消防防災部	第8分団	82-5952
長寿福祉部	小規模多機能型居宅介護事業所徳みの里眺望	81-1800	消防防災部	第9分団	82-5323
長寿福祉部	指定通所介護事業所石峠宅老所	86-2231	消防防災部	第10分団	82-4148
長寿福祉部	平安荘デイサービスセンター	84-2253	消防防災部	第11分団	86-2399
長寿福祉部	絆の里グループホーム希望	84-3230	消防防災部	第12分団	86-2253
長寿福祉部	介護老人保健施設さくら山	81-1721	消防防災部	第13分団	86-3222
長寿福祉部	やまだ共生作業所	82-0456	生涯学習部	県立陸中海岸青少年の家	84-3311
学校教育部	県立山田高等学校	82-2637			

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

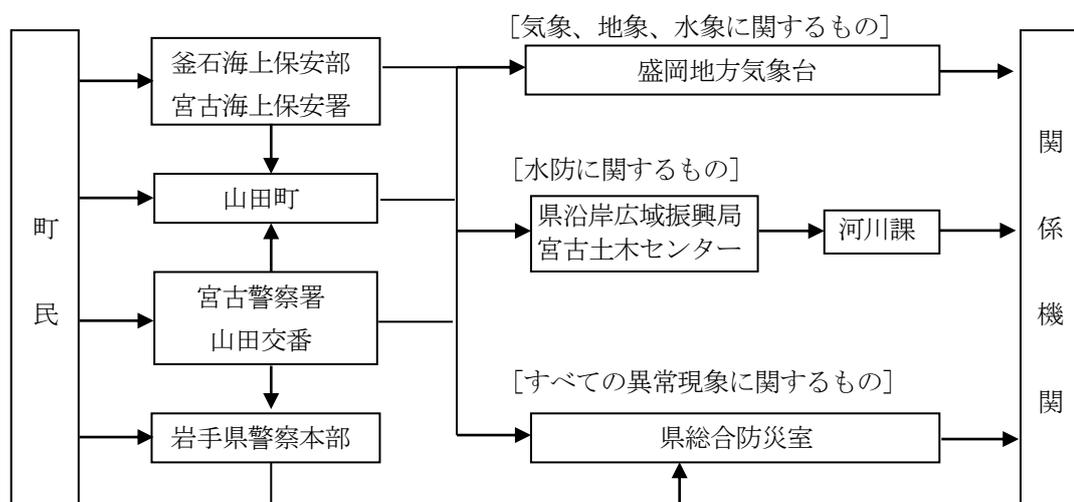
- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町本部長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町本部長等の通報先

通報を受けた町本部長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	沿岸広域振興局（宮古土木センター）、県総合防災室	県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県総合防災室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

異常現象の通報、伝達経路

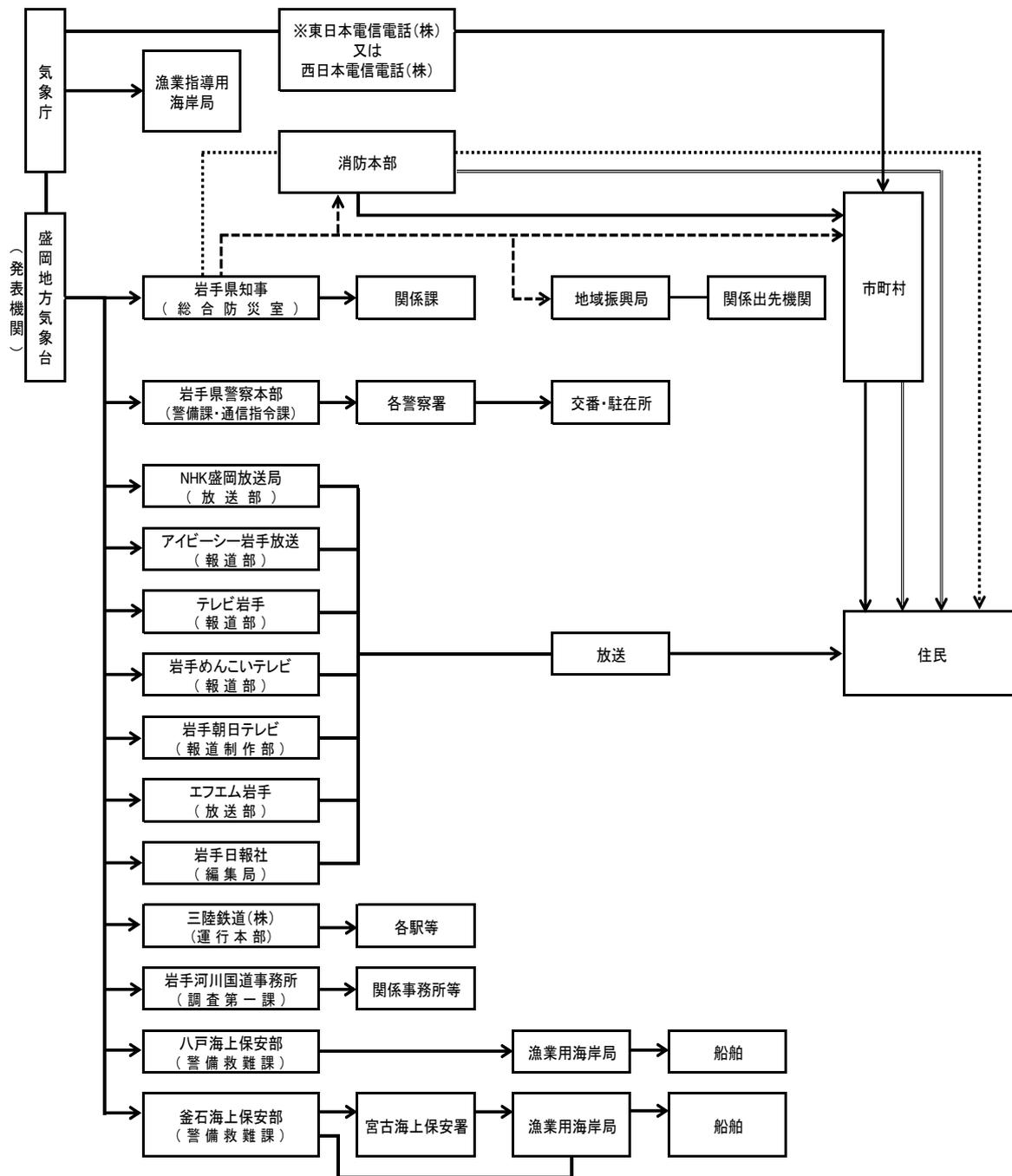


(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

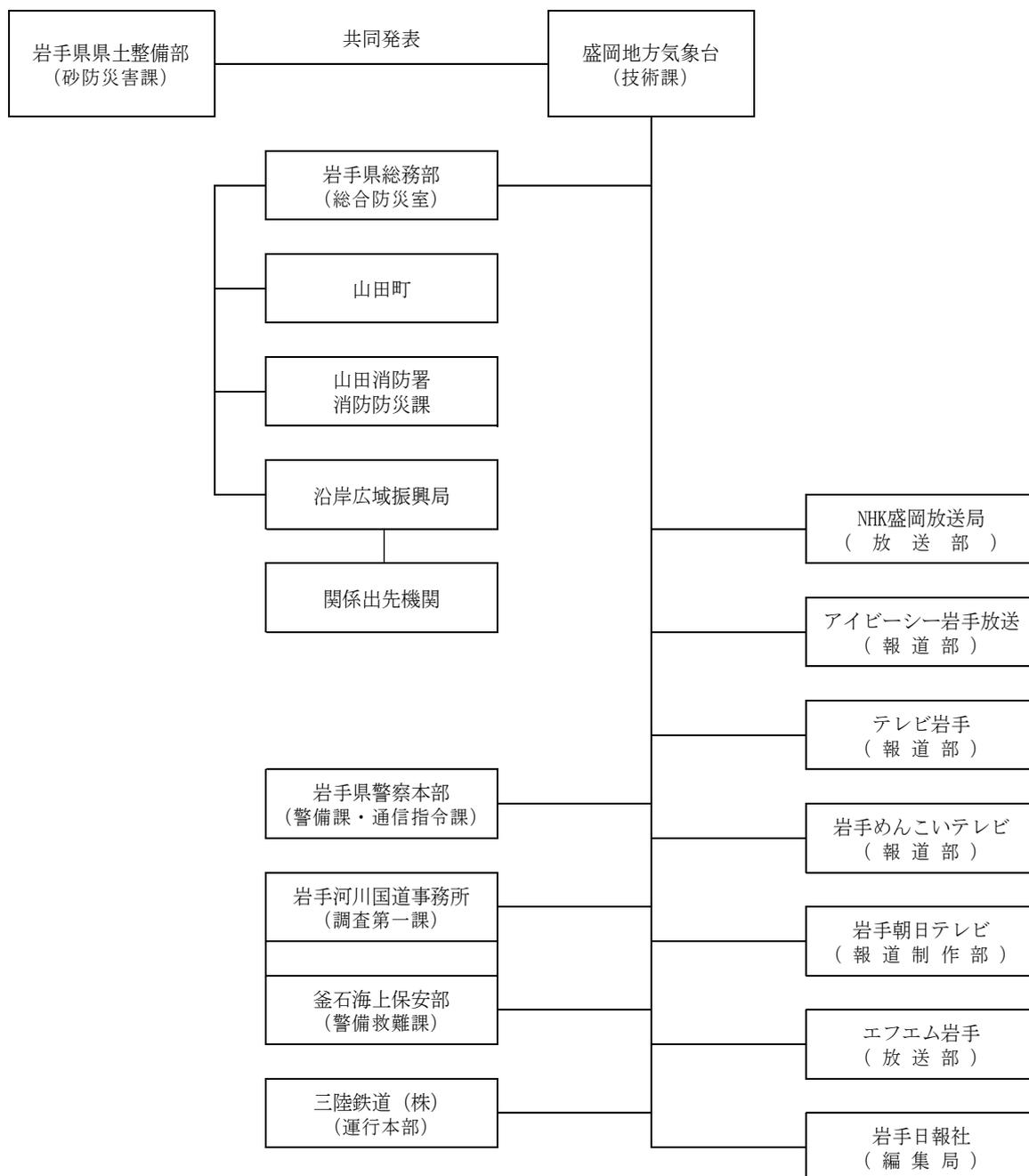
区分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	地震関係 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係 ① 渓流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り ② がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図1 気象予報・警報等等伝達系統図

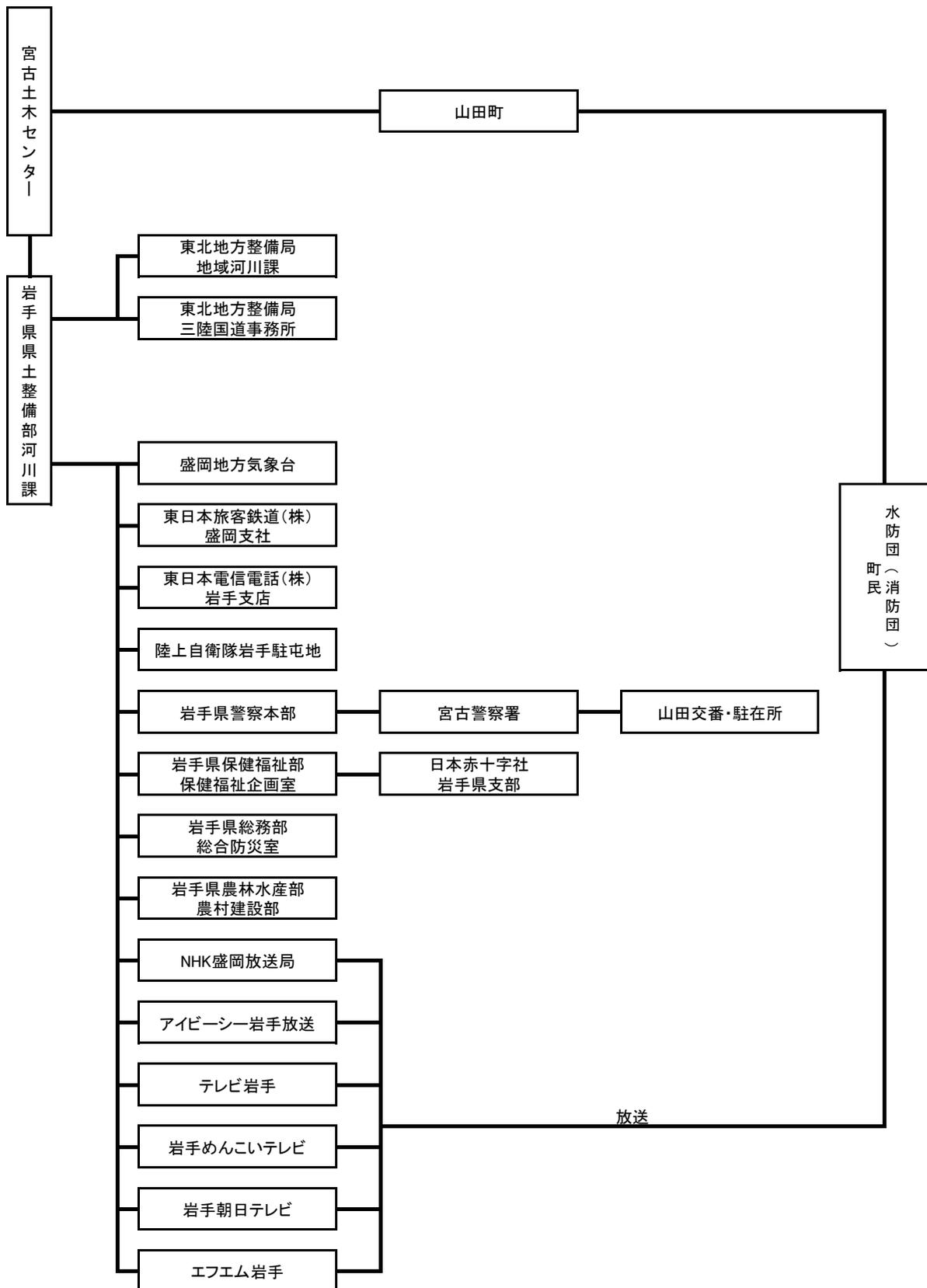


- (注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
 3 気象予報としての注意事項については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
 5線は、火災気象通報通知・伝達系統。
 6 _____線は、火災警報伝達・通知・伝達系統。
 7 - - - - -線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。

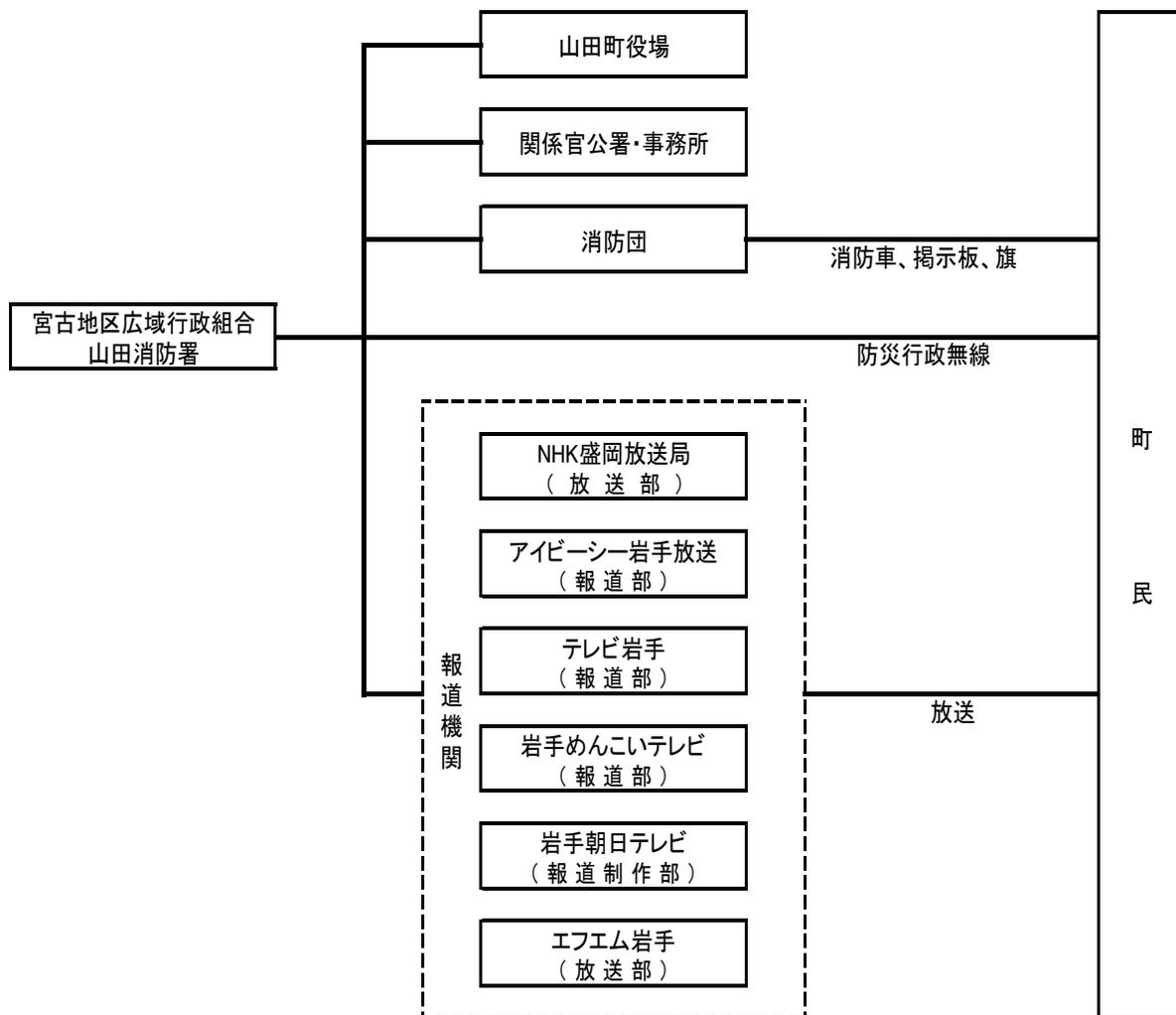
別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図3 県知事が行う水防警報・特別警戒水位情報伝達系統図



別図4 火災警報伝達系統図



(注) 火災警報は、宮古地区広域行政組合管理者が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。

第4節 通信情報計画

【震災・津波対策編 第2章 第4節 通信情報計画】を準用する。

第5節 情報の収集・伝達計画

【震災・津波対策編 第2章 第5節 情報の収集・伝達計画】を準用する。

第6節 広報広聴計画

【震災・津波対策編 第2章 第6節 広報広聴計画】を準用する。

第7節 交通確保・輸送計画

【震災・津波対策編 第2章 第7節 交通確保・輸送計画】を準用する。

第8節 消防活動計画

【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】を準用する。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- (1) 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- (2) 水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- (3) 水防活動上必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 区域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく水防活動

(町本部の担当)

部	班	担当業務
建設部	土木工務班	1 水防活動の実施
消防防災部	消防防災班	1 河川等の監視及び沿岸地区の警戒

第3 実施要領

- (1) 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条第1項の規定に基づく「山田町水防計画」に定め、これに従い実施する。

その活動内容は、次のとおりである。

① 危険箇所の監視、警戒

被害発生箇所、重要水防箇所、災害実績から被害が発生するおそれのある箇所等の危険箇所について、定期的な巡回を行い、監視・警戒を行う。

異常が認められた場合には、速やかに沿岸広域振興局宮古土木センターに通知する。

ア 重要水防箇所

河川の氾濫、洪水の発生に対して、県では重要水防箇所評定基準により、水防上重要な区間を定めている。本町においては、県が管理する河川のうち、津軽石川の4箇所、織笠川の3箇所、関口川の7箇所、荒川川の5箇所、馬指野川の1箇所が、重要水防箇所となっている。

このため、水防管理者として、監視、警戒措置を講じ、破堤、越流等の被害が発生した場合には、速やかに県及び沿岸広域振興局宮古土木センターに連絡し、必要な水防措置を講ずるよう要請する。

② 水防措置

ア 水閘門等の操作

降水又は出水の状況に応じて、水閘門や排水ポンプ設備等の水防施設の操作等必要な措置を行い、内水氾濫や河川への排水の集中防止に努める。

イ 資機材の確保及び水防措置の実施

降水又は出水の状況により、災害が発生するおそれがあると認められた場合には、速やかに水防資機材の確保に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な水防措置に努める。

ウ 警戒区域の指定

水防作業のため必要がある場合には、【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】第3における「2 警戒区域の設定」に準じ、警戒区域を設定し、立ち入りの禁止あるいは制限等の処置を行い、町民の安全確保を図る。

エ 水防措置実施状況の報告

洪水等により被害が生じた場合、あるいは水防資材等の救援を要する場合は、直ちに沿岸広域振興局宮古土木センターに概況を報告し、応援を要請する。

③ 決壊時の措置

ア 通報

堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を管理者（沿岸広域振興局宮古土木センター）に通報する。

イ 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずる事態が予想される場合、水防管理者は、宮古警察署に通報し、出動要請を行う。

ウ 居住者等の水防義務

水防のため、必要がある場合には、区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

エ 避難のための立ち退き

洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立ち退きを指示する。
なお、立ち退きを指示した場合には、立ち退き予定地、経路をあらかじめ居住者に周知徹底するとともに、可能な処置を行い、速やかに県及び宮古警察署に通知するものとする。

④ 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警報の必要がなくなり、水防警報が解除されたときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、町民への周知を行い、県に報告するものとする。

(2) 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。

- ① 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流出、土砂流入等の被害発生危険がある場合、閉塞等の防止措置を取ると同時に、被害を受ける可能性がある住家に対する避難誘導を実施すること。
- ② がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における町民に対する避難誘導等の警戒体制を十分にすること。

第4 水防団の安全管理

水防作業を実施する消防（水防）団員等の安全管理については、「山田町消防団気象警戒レベル・特別警報発表時活動マニュアル（令和2年7月）」により実施するものとし、警戒レベル5が発令された場合は、現場から退避し身の安全を確保する。

参考資料：水防資材・器具の備蓄状況（2-1-10②）

第10節 土砂災害対応計画

第1 基本方針

集中豪雨等により、急傾斜地崩壊危険箇所等が崩壊し、土砂災害が発生するおそれがある場合に迅速かつ的確に対応し、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 土砂災害発生箇所における対応活動の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部 消防防災部	第1・2庶務班 消防防災班	1 土砂災害に関する情報の収集・伝達 2 町民の避難誘導
建設部	土木工務班	1 二次災害の防止

第3 実施要領

1 情報の収集・伝達

町本部長は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、前兆現象及び災害発生情報等、土砂災害に関する情報について、次の措置を行う。

- (1) 町本部長は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 町本部長は、気象庁の気象情報、県の警戒情報及び町内雨量観測所の情報に基づき、土砂災害の発生のおそれがあると予想される場合は、町民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される区域の町民等に対しては、消防団並びに、自主防災組織、自治会等住民組織等による戸別伝達に努めるものとする。
- (3) 町本部長は、土砂災害警戒区域を含む自主防災組織、自治会等住民組織の代表者や要配慮者が利用する施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (4) 町本部長は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や指定避難所開設情報、各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

2 避難誘導

町は、災害の発生が予想される区域周辺に想定される被害等を踏まえ、適切な指定避難所を選定の上指定避難所を開設し、町民等に対して、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、安全な場所へ避難するよう誘導を行う。

また、避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、自治会等住民組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は、県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- (1) 降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示等を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施する。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。
- (4) 町本部長は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 町本部長は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 町本部長は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確且つきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第11節 相互応援協力計画

【震災・津波対策編 第2章 第10節 相互応援協力計画】を準用する。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

【震災・津波対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】を準用する。

第13節 防災ボランティア活動計画

【震災・津波対策編 第2章 第12節 防災ボランティア活動計画】を準用する。

第14節 義援物資、義援金の受付・配分計画

【震災・津波対策編 第2章 第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画】を準用する。

第15節 災害救助法の適用計画

【震災・津波対策編 第2章 第14節 災害救助法の適用計画】を準用する。

第16節 避難・救出計画

第1 基本方針

- (1) 災害が発生したことを覚知した場合、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、災害が発生した地区又は町内にいる者すべてに対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかける。
- (2) 災害が発生するおそれがあるなどの場合において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な【警戒レベル4】避難指示及び屋内安全確保の指示のほか、避難行動要支援者、その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で【警戒レベル3】高齢者等避難（以下これらに【警戒レベル5】緊急安全確保を加え、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- (3) 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- (4) 被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所又は福祉避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営管理を図る。
- (5) 町は、避難指示等の発令が円滑に行われるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、原則として次の場合において時機を失することなく避難指示等を発令する。

なお、土砂災害や洪水などの風水害に係る避難指示等の発令については「避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」及び「避難情報に関するガイドライン」に基づき実施する。また、避難指示等の発令について、県、盛岡地方気象台などに対し、助言を求めることができる。

- ア 気象予報・警報や土砂災害警戒情報等が発表され、避難を要すると判断されるとき
- イ 町内に気象特別警報、高潮特別警報若しくは波浪特別警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき
- ウ 防災関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき
- エ 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
- オ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき

カ 崖崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき
 キ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき

ク 火災が拡大するおそれがあるとき

ケ その他危険が切迫していると認められるとき

- ① 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、町民等に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早期の段階で【警戒レベル3】高齢者等避難を発令することを検討する。
- ② 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ③ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保を指示することができる。
- ④ 町本部長は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。
- ⑤ 町本部長は、県から避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等の伝達があった場合は、できるだけ早期の避難指示等、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- ⑥ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難指示等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

- ① 発令者
- ② 避難指示等の日時
- ③ 避難指示等の理由
- ④ 避難対象地域
- ⑤ 避難対象者及びとるべき行動
- ⑥ 避難先
- ⑦ 避難経路
- ⑧ その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

① 地域住民等への周知

ア 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

イ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ウ 実施責任者は、避難指示等の内容を防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。

エ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回

するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

オ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

カ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、町民等に避難のための準備をさせる。

キ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容		備考
	鐘音	サイレン	
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

- ア 避難指示等を行った者
- イ 避難指示等の理由
- ウ 避難指示等の発令時刻
- エ 避難対象地域
- オ 避難先
- カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
水防管理者	当該区域を管轄する警察署長	水防法第29条
警察官、海上保安官	町長	災害対策基本法第61条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

町本部長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の安全確保を図るため、早めの段階で避難行動を開始するよう、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。

発令にあたっては、防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用するほか、自主防災組織や消防団等に協力を要請し、速やかに町民に伝達する。

(5) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

町本部長は、町内のいずれかで災害の発生を覚知した場合、命を守る最善の行動をとるよう、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。

発令にあたっては、防災行政無線、ホームページ等を活用し、速やかに町内に居る者全員に伝達する。

避難指示等の発令時の状況と立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	発令時の状況	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	・災害のおそれが高い	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生又は切迫	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(6) 避難の方法

① 町民は、各種災害の発生又はそのおそれがある等により、町本部長から避難指示等が出された場合又は自ら危険であると判断する場合は、町が開設する指定避難所に避難するほか、現在居る場所から一番近く安全な場所へ移動し、又は安全な場所にある親戚や知人の家などに避難する。

また、避難することがかえって危険である場合は、自宅等の一番安全な部屋で待機する。

② 指定避難所等への移動は、原則として徒歩によるものとし、車両による移動は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

③ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(7) 避難の誘導

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

(8) 避難者の確認等

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

(9) 避難経路の確保

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従うほか生命に危険があると判断される場合は、避難支援等関係者自らも避難をするよう指示し、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

(11) 避難に関する広報活動

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

(12) 学校、病院、社会福祉施設等の避難計画

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

2 警戒区域の設定

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

3 救出

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

4 指定緊急避難場所の開放

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

5 指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

6 帰宅困難者対策支援

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

7 指定避難所以外の避難者に対する支援

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

8 広域避難

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

9 広域一時滞在

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

10 住民等に対する情報等の提供体制

【震災・津波対策編 第2章 第15節 避難・救出計画】を準用する。

第17節 医療・保健計画

【震災・津波対策編 第2章 第16節 医療・保健計画】を準用する。

第18節 生活必需品供給計画

【震災・津波対策編 第2章 第17節 生活必需品供給計画】を準用する。

第19節 食料供給計画

【震災・津波対策編 第2章 第18節 食料供給計画】を準用する。

第20節 給水計画

【震災・津波対策編 第2章 第19節 給水計画】を準用する。

第21節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画

【震災・津波対策編 第2章 第20節 応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画】を準用する。

第22節 感染症予防計画

【震災・津波対策編 第2章 第21節 感染症予防計画】を準用する。

第23節 廃棄物処理・障害物除去計画

【震災・津波対策編 第2章 第22節 廃棄物処理・障害物除去計画】を準用する。

第24節 行方不明者の捜索及び遺体対策計画

【震災・津波対策編 第2章 第23節 行方不明者の捜索及び遺体対策計画】を準用する。

第25節 応急対策要員確保計画

【震災・津波対策編 第2章 第24節 応急対策要員確保計画】を準用する。

第26節 文教対策計画

【震災・津波対策編 第2章 第25節 文教対策計画】を準用する。

第27節 公共土木施設応急対策計画

【震災・津波対策編 第2章 第26節 公共土木施設応急対策計画】を準用する。

第28節 ライフライン施設応急対策計画

【震災・津波対策編 第2章 第27節 ライフライン施設応急対策計画】を準用する。

第29節 防災ヘリコプター等活動計画

【震災・津波対策編 第2章 第28節 防災ヘリコプター等活動計画】を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

【震災・津波対策編 第3章 第1節 公共施設の災害復旧計画】を準用する。

第2節 生活の安定確保計画

【震災・津波対策編 第3章 第2節 生活の安定確保計画】を準用する。

第3節 復興計画の作成

【震災・津波対策編 第3章 第3節 復興計画の作成】を準用する。